

## A 経営の基本

### 4 飼養衛生に関する管理 17審査チェックリスト(家畜・畜産物)

項目・管理点		認証基準(チェック項目)	はい	該当なし
<b>飼養衛生管理基準のチェックリスト(牛)</b>				
<b>家畜防疫に関する最新情報の把握等</b>				
1	家畜防疫に関する最新情報の把握等	(1)家畜防疫に関する家畜保健衛生所の情報を必ず確認し指示に従っている。また、家畜保健衛生所等が開催する講習会への参加、農林水産省のホームページ閲覧等を通じて情報を把握している。 (2)関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けている。		
2	衛生管理区域の設置	自ら農場に衛生管理区域を設定し、それ以外の区域と柵やロープを利用して分けている。		
<b>衛生管理区域の設定への病原体の持ち込み防止</b>				
3	衛生管理区域への必要のない者の立ち入り制限	衛生管理区域の出入口に看板などに設置し、必要ない人やペット動物の侵入を制限している。 立ち入りを許す場合は、出入り口で、靴、手指の消毒を励行し、家畜との接触は最小限としている。		
4	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒をしている。		
5	衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒	衛生管理区域及び畜舎に立ち入る人の消毒や衣類・靴の交換のルールを作り実行している。		
6	他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	関係者以外で、当日他の畜産関係施設に立ち入った人および過去1週間以内に海外から入国、帰国した人は衛生管理区域への立ち入りを制限している。		
7	他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際は、洗浄・消毒などを行っている。		
8	海外で使用した衣類等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	過去4ヶ月以内に海外で使用した衣服・靴を衛生管理区域へ持ち込まない、やむを得ない場合の対応(事前の洗浄・殺菌など)ルールを決めている。		
<b>野生動物等からの病原体の感染防止</b>				
9	給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	給餌設備、給水設備等へのねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等の混入の防止を行っている。		
10	飲用に適した水の給与	家畜の飲用に適した水の給与を行っている。		
11	家畜の死体を保管、保管場所の措置	へい死家畜の保管場所へ野生動物が侵入しないよう防止策を行っている。		
<b>衛生管理区域の衛生状態の確保</b>				
12	畜舎(家きん舎)等及び器具の定期的な清掃又は消毒等	衛生管理内の畜舎・施設等および器具の定期的な清掃又は消毒等を行っている。 注射針・人工授精器具その他体液が付着する物品は、1頭ごとに交換又は消毒している。		
13	空房又は空ハッチ(牛)の清掃及び消毒	家畜の出荷又は移動により畜房又はハッチ(子牛を個別に飼養するための小型の畜舎をいう。)が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。		
14	密飼いの防止	家畜の健康に悪影響を及ぼすような密飼いを避けている。		
<b>家畜の健康観察と異常が確認された場合の対処</b>				
15	特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	家畜に法定の特定症状が確認された場合の対応ルールを理解している。①直ちに家畜保健衛生所に通報する。②農場から、死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わない、など。		
16	特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	特定症状以外の異状(へい死・病畜の増加)が確認された場合の対応ルールを理解している。 ①獣医師への診断依頼、②確認が取れるまで家畜の出荷・移動を控える、など。		
17	毎日の健康観察	毎日、使用する家畜の健康管理を行っている。		
18	家畜(家きん)を導入する際の健康観察等	家畜を導入する際の事前調査、健康状態の確認を行い、導入後は別飼育で健康確認を行っている。		
19	家畜(家きん)の出荷又は移動時の健康観察等	家畜の出荷又は移動時の健康観察等を実施している。		
20	埋却等の準備	埋却等は1頭当たり5㎡土地確保、或いは焼却もしくは化製の準備を行っている。		
21	感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	感染ルート等早期特定の為の記録作成と保管。 衛生管理区域への来訪者記録。1週間以内に海外の滞在歴があれば(従業員・関係者も含め)国名、畜産施設の訪問の有無。素畜・飼育記録、出荷記録など。		
<b>大規模所有者に関する追加措置</b>				
22	獣医師等の健康管理指導	家畜保健衛生所と密接に連絡を取っている獣医師・診療機関から健康管理指導を受けている。		
23	通報ルールの作成等	従業員が飼養する家畜に特定症状が発見された場合の通報ルール等を決めている。		

## A 経営の基本

### 4 飼養衛生に関する管理 17審査チェックリスト(家畜・畜産物)

項目・管理点	認証基準(チェック項目)	はい	該当なし	
<b>飼養衛生管理基準のチェックリスト(豚)</b>				
<b>家畜防疫に関する最新情報の把握等</b>				
1	家畜防疫に関する最新情報の把握等	(1)家畜防疫に関する家畜保健衛生所の情報を必ず確認し指示に従っている。また、家畜保健衛生所等が開催する講習会への参加、農林水産省のホームページ閲覧等を通じて情報を把握している。 (2)関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けている。		
2	衛生管理区域の設置	自ら農場に衛生管理区域を設定し、それ以外の区域と柵やロープを利用して分けている。		
<b>衛生管理区域の設定への病原体の持ち込み防止</b>				
3	衛生管理区域への必要のない者の立ち入り制限	衛生管理区域の出入口に看板などに設置し、必要ない人やペット動物の侵入を制限している。立ち入りを許す場合は、出入り口で、靴、手指の消毒を励行し、家畜との接触は最小限としている。		
4	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒をしている。		
5	衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒	衛生管理区域及び畜舎に立ち入る人の消毒や衣類・靴の交換のルールを作り実行している。		
6	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用	衛生管理専用の衣服を着用して衛生管理区域に立ち入ることを確実にしている。		
7	他の畜産関係施設等に立ち上った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	関係者以外で、当日他の畜産関係施設に立ち上った人および過去1週間以内に海外から入国、帰国した人は衛生管理区域への立ち入りを制限している。		
8	他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際は、洗浄・消毒などを行っている。		
9	海外で使用した衣類等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	過去4ヶ月以内に海外で使用した衣服・靴を衛生管理区域へ持ち込まないこと、やむを得ない場合の対応(事前の洗浄・殺菌など)ルールを決めている。		
10	処理済みの飼料の利用	食品循環資源を原材料とする飼料に生肉を含む可能性がある場合、適切な加熱処理を行っている。		
<b>野生動物等からの病原体の感染防止</b>				
11	給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	給餌設備、給水設備等へのねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等の混入の防止を行っている。		
12	飲用に適した水の給与	家畜の飲用に適した水の給与を行っている。		
13	家畜の死体を保管、保管場所の措置	へい死家畜の保管場所へ野生動物が侵入しないよう防止策を行っている。		
<b>衛生管理区域の衛生状態の確保</b>				
14	畜舎(家さん舎)等及び器具の定期的な清掃又は消毒等	衛生管理内の畜舎・施設等および器具の定期的な清掃又は消毒等を行っている。注射針・人工授精器具その他体液が付着する物品は、1頭ごとに交換又は消毒している。		
15	空房又は空ハッチの清掃及び消毒	家畜の出荷、移動により、畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒を行っている。		
16	密飼いの防止	家畜の健康に悪影響を及ぼすような密飼いを避けている。		
<b>家畜の健康観察と異常が確認された場合の対処</b>				
17	特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	家畜に法定の特定症状が確認された場合の対応ルールを理解している。①直ちに家畜保健衛生所に通報する。②農場から、死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わない、など。		
18	特定症状以外の異常が確認された場合の出荷及び移動の停止	特定症状以外の異常(へい死・病畜の増加)が確認された場合の対応ルールを理解している。①獣医師への診断依頼、②確認が取れるまで家畜の出荷・移動を控える、など。		
19	毎日の健康観察	毎日、使用する家畜の健康管理を行っている。		
20	家畜(家さん)を導入する際の健康観察等	家畜を導入する際の事前調査、健康状態の確認を行い、導入後は別飼育で健康確認を行っている。		
21	家畜(家さん)の出荷又は移動時の健康観察等	家畜の出荷又は移動時の健康観察等を実施している。		
22	埋却等の準備	埋却等は1頭当たり0.9㎡の土地確保、或いは焼却もしくは化製の準備を行っている。		
23	感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	感染ルート等早期特定のための記録作成と保管。衛生管理区域への来訪者記録。1週間以内に海外の滞在歴があれば(従業員・関係者も含め)国名、畜産施設の訪問の有無。素畜・飼育記録、出荷記録など。		
<b>大規模所有者に関する追加措置</b>				
24	獣医師等の健康管理指導	家畜保健衛生所と密接に連絡を取っている獣医師・診療機関から健康管理指導を受けている。		
25	通報ルールの作成等	従業員が飼養する家畜に特定症状が発見された場合の通報ルール等を決めている。		

## A 経営の基本

### 4 飼養衛生に関する管理 17審査チェックリスト(家畜・畜産物)

項目・管理点		認証基準(チェック項目)	はい	該当なし
<b>飼養衛生管理基準のチェックリスト(鶏)</b>				
<b>家畜防疫に関する最新情報の把握等</b>				
1	家畜防疫に関する最新情報の把握等	(1)家畜防疫に関する家畜保健衛生所の情報を必ず確認し指示に従っている。また、家畜保健衛生所等が開催する講習会への参加、農林水産省のホームページ閲覧等を通じて情報を把握している。 (2)関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けている。		
2	衛生管理区域の設置	自ら農場に衛生管理区域を設定し、それ以外の区域と柵やロープを利用して分けている。		
<b>衛生管理区域の設定への病原体の持ち込み防止</b>				
3	衛生管理区域への必要のない者の立ち入り制限	衛生管理区域の出入口に看板などに設置し、必要ない人やペット動物の侵入を制限している。立ち入りを許す場合は、出入り口で、靴、手指の消毒を励行し、家畜との接触は最小限としている。		
4	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒をしている。		
5	衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒	衛生管理区域及び畜舎に立ち入る人の消毒や衣類・靴の交換のルールを作り実行している。		
6	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用	衛生管理専用の衣服を着用して衛生管理区域に立ち入ることを確実にしている。		
7	他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	関係者以外で、当日他の畜産関係施設に立ち入った人および過去1週間以内に海外から入国、帰国した人は衛生管理区域への立ち入りを制限している。		
8	他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際は、洗浄・消毒などを行っている。		
9	海外で使用した衣類等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	過去4ヶ月以内に海外で使用した衣服・靴を衛生管理区域へ持ち込まないこと、やむを得ない場合の対応(事前の洗浄・殺菌など)ルールを決めている。		
<b>野生動物等からの病原体の感染防止</b>				
10	給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	給餌設備、給水設備等へのねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等の混入の防止を行っている。		
11	飲用水の消毒	野生動物の排せつ物等が混入する恐れがある水を家さん飲用に使用する場合は、消毒を行っている。		
12	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	野鳥等の家さん舎侵入を防ぐことが可能な防鳥ネット(網目2cm以下)等を設置、適切に維持管理している。		
13	ねずみ及び害虫の駆除	家さん舎の屋根、壁面に破損がある場合、速やかに修繕し、ねずみやハエなど害虫の駆除を行っている。		
14	家畜の死体を保管、保管場所の措置	へい死家畜の保管場所へ野生動物が侵入しないよう防止策を行っている。		
<b>衛生管理区域の衛生状態の確保</b>				
15	畜舎(家さん舎)等及び器具の定期的な清掃又は消毒等	家さん舎その他の衛生管理内の畜舎・施設等および器具の定期的な清掃又は消毒等を行っている。 注射針・人工授精器具その他体液が付着する物品は、1頭ごとに交換又は消毒している。		
16	空舎又は空ゲージの清掃及び消毒	家さんの出荷、移動により、畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒を行っている。		
17	密飼いの防止	家さんの健康に悪影響を及ぼすような密飼いを避けている。		
<b>家畜の健康観察と異常が確認された場合の対処</b>				
18	特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	家畜に法定の特定症状が確認された場合の対応ルールを理解している。①直ちに家畜衛生保健所に通報する。②農場から、死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わない、など。		
19	特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	特定症状以外の異状(へい死・病畜の増加)が確認された場合の対応ルールを理解している。 ①獣医師への診断依頼、②確認が取れるまで家畜の出荷・移動を控える、など。		
20	毎日の健康観察	毎日、飼養する家さんの健康管理を行っている。		
21	家さんを導入する際の健康観察等	家畜を導入する際の事前調査、健康状態の確認を行い、導入後は別飼育で健康確認を行っている。		
22	家さんの出荷又は移動時の健康観察等	家畜の出荷又は移動時の健康観察等を実施している。		
23	埋却等の準備	埋却等は百羽当たり0.7㎡土地確保、或いは焼却もしくは化製の準備を行っている。		
24	感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	感染ルート等早期特定のための記録作成と保管。 衛生管理区域への来訪者記録。1週間以内に海外の滞在歴があれば(従業員・関係者も含め)国名、畜産施設の訪問の有無。素畜・飼育記録、出荷記録など。		
<b>大規模所有者に関する追加措置</b>				
25	獣医師等の健康管理指導	家畜保健衛生所と密接に連絡を取っている獣医師・診療機関から健康管理指導を受けている。		
26	通報ルールの作成等	従業員が飼養する家畜に特定症状が発見された場合の通報ルール等を決めている。		